

こんなときは14日以内に届け出を!

知っておきたい 国保のポイント

■国保に加入するのはこんなとき

	手続きに必要なもの
他の市町村から転入してきたとき	他の市町村の転出証明書、印かん
職場の健康保険を脱退したとき	職場の健康保険を脱退した証明書、印かん
家族の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者からはずれた証明書、印かん
子どもが生まれたとき	保険証、母子健康手帳、印かん
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印かん
外国籍の人が加入するとき	外国人登録証明書

■国保を脱退するのはこんなとき

	手続きに必要なもの
他の市町村に転出するとき	保険証、印かん
職場の健康保険に加入したとき	国保と加入した健康保険の両方の保険証、印かん
家族の健康保険の被扶養者になったとき	印かん
国保の被保険者が死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの、印かん
生活保護を受けるようになったとき	保護開始決定通知書、保険証、印かん
外国籍の人が帰国するとき	保険証、外国人登録証明書

■こんなときも届け出が必要です

	手続きに必要なもの
住所、世帯主、氏名などが変わったとき	保険証、印かん
修学のため、他の市町村に住所を移したとき	保険証、在学(園)証明書、印かん
保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき	本人であることを証明するもの(使えなくなった保険証、運転免許証など)、印かん
退職者医療制度に該当したとき	保険証、年金証書、印かん

国保(国民健康保険)は、いざというときの病気やケガに備えて加入者が保険料(税)を出し合い、必要な医療費にあてる助け合いの制度です。

国保に加入するとき、脱退するとき、また家族に異動があったときなどは、必ず届け出をしてください。

国保の届け出、お済みですか？

●国保の保険証

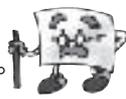
国保の保険証は、各世帯ひとりに1枚ずつ交付されます。保険証は、国保の被保険者であることの証明書であり、大切に取り扱いましょう。

取り扱いの注意事項

1 交付されたら記載事項を確かめましょう。



2 いつでも使えるよう、必ず手もとに保管しましょう。



3 有効期間が過ぎた保険証は使えません。国保から新しい保険証をお渡します。

4 資格がなくなったらすぐ国保へ返却しましょう。



5 紛失したり破れて使えなくなったときは、国保の窓口に。



6 被保険者に移動があったときなど、自分で書き直すと無効になります。